

告 示

埼玉県告示第七百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

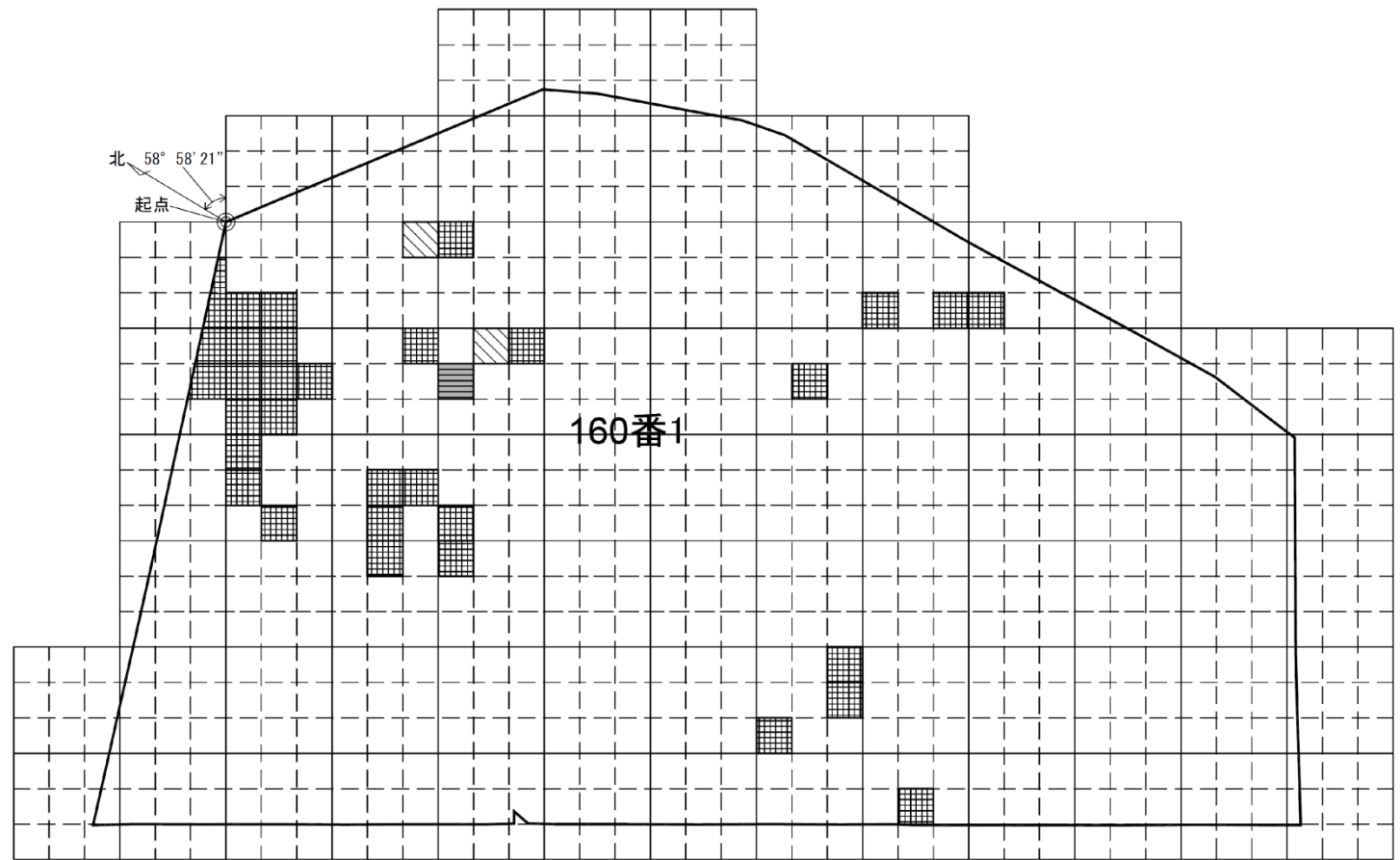
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市前砂字袋百六十番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、埼玉県鴻巣市前砂字袋160番1の最北端とする。

【格子の回転角度(58° 58' 21")】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として、時計回りに回転させた角度を示す。

- : 単位区画
- : 30m格子
- : 敷地境界
- ▨: 形質変更時要届出区域(六価クロム溶出量)
- ▩: 形質変更時要届出区域(鉛溶出量)
- ▧: 形質変更時要届出区域(砒素溶出量)
- ▦: 形質変更時要届出区域(ふっ素溶出量)